

改 正 案	現 行
<p>（添付書類）</p> <p>第一条の二 法第四条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める書面は、次に掲げるものとする。ただし、第一号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもつて代えることができる。</p> <p>一 法第三条第一項の免許を受けようとする者（法人である場合においてははその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてははその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。以下この条において「免許申請者」という。）、宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号。以下「令」という。）第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士が、法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書</p> <p>一の二 免許申請者、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士が、民</p>	<p>（添付書類）</p> <p>第一条の二 法第四条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める書面は、次に掲げるものとする。ただし、第一号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもつて代えることができる。</p> <p>一 法第三条第一項の免許を受けようとする者（法人である場合においてははその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてははその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。以下この条において「免許申請者」という。）、宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号。以下「令」という。）第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第十五条第一項に規定する取引主任者が、法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書</p> <p>一の二 免許申請者、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第十五条第一項に規定する取引主任者が、民法の一部</p>

法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号に規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

二〇四（略）

五 免許申請者、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の略歴を記載した書面

六〇十一（略）

二〇三（略）

（変更等の手続）

第五条の三（略）

2 法第九条の規定により変更の届出をしようとする者は、その変更が法人の役員、令第二条の二で定める使用人若しくは事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の増員若しくは交代又は事務所の新設若しくは移転によるものであるときは、その届出に係る者又は事務所に関する法第四条第二項第二号及び第三号並びに第一条の二第一項第一号、第一号の二及び第三号から第五号までに掲げる書類を添付して届け出なければならない。

3（略）

（削る）

を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号に規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

二〇四（略）

五 免許申請者、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第十五条第一項に規定する取引主任者の略歴を記載した書面

六〇十一（略）

二〇三（略）

（変更等の手続）

第五条の三（略）

2 法第九条の規定により変更の届出をしようとする者は、その変更が法人の役員、令第二条の二で定める使用人若しくは事務所ごとに置かれる法第十五条第一項に規定する取引主任者の増員若しくは交代又は事務所の新設若しくは移転によるものであるときは、その届出に係る者又は事務所に関する法第四条第二項第二号及び第三号並びに第一条の二第一項第一号、第一号の二及び第三号から第五号までに掲げる書類を添付して届け出なければならない。

3（略）

（法第十五条第一項の国土交通省令で定める場所）

第六条の二 法第十五条第一項の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるもので、宅地若しくは建物の売買若しくは交換の契約（予約を含む）

む。以下この項において同じ。）若しくは宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の契約を締結し、又はこれらの契約の申込みを受けるものとする。

一 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で事務所以外のもの

二 宅地建物取引業者が十区画以上の一団の宅地又は十戸以上の一団の建物の分譲（以下この条、第十六条の五及び第十九条第一項において「一団の宅地建物の分譲」という。）を案内所を設置して行う場合に於ては、その案内所

三 他の宅地建物取引業者が行う一団の宅地建物の分譲の代理又は媒介を案内所を設置して行う場合に於ては、その案内所

四 宅地建物取引業者が業務に関し展示会その他これに類する催しを実施する場合に於ては、これらの催しを実施する場所

（法第十五条第一項の国土交通省令で定める数）

第六条の三 法第十五条第一項の国土交通省令で定める数は、事務所に於ては当該事務所において宅地建物取引業者の業務に従事する者の数に対する同項に規定する取引主任者（同条第二項の規定によりその者とみなされる者を含む。）の数の割合が五分の一以上となる数、前条に規定する場所にあつては一以上とする。

（宅地建物取引主任者資格試験合格者の名簿）

第十二条 都道府県知事は、宅地建物取引主任者資格試験合格者の名簿を作成し、これを保管しなければならない。

2 (略)

(削る)

（宅地建物取引士資格試験合格者の名簿）

第十二条 都道府県知事は、宅地建物取引士資格試験合格者の名簿を作成し、これを保管しなければならない。

2 (略)

(登録の要件等)

第十三条の十九 国土交通大臣は、第十三条の十七の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。

一 (略)

二 講師が次のいずれかに該当する者であること。

イ 宅地建物取引士として宅地建物取引業に七年以上従事した経験を有する宅地建物取引士であつて、宅地及び建物の取引の実務に關し適切に指導することができる能力を有する者

ロ 〆ハ

2 (略)

第十三条の二十一 登録実務講習実施機関は、公正に、かつ、第十三条の十九第一項第二号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録実務講習事務を行わなければならない。

一 〆三 (略)

四 講義及び演習の総時間数はおおむね五十時間とし、次の表の上欄に掲げる科目の区分に應じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間以上登録実務講習を行うこと。ただし、国土交通大臣の定めるところにより登録実務講習の一部を通信の方法により行う場合は、この限りでない。

科目	内容	時間
一 宅地建物取引士制度に関する科目	イ 宅地建物取引士制度の概要 ロ 宅地建物取引士の役割及び義務	(略)

(登録の要件等)

第十三条の十九 国土交通大臣は、第十三条の十七の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。

一 (略)

二 講師が次のいずれかに該当する者であること。

イ 取引主任者として宅地建物取引業に七年以上従事した経験を有する取引主任者であつて、宅地及び建物の取引の実務に關し適切に指導することができる能力を有する者

ロ 〆ハ

2 (略)

第十三条の二十一 登録実務講習実施機関は、公正に、かつ、第十三条の十九第一項第二号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録実務講習事務を行わなければならない。

一 〆三 (略)

四 講義及び演習の総時間数はおおむね五十時間とし、次の表の上欄に掲げる科目の区分に應じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間以上登録実務講習を行うこと。ただし、国土交通大臣の定めるところにより登録実務講習の一部を通信の方法により行う場合は、この限りでない。

科目	内容	時間
一 取引主任者制度に関する科目	イ 取引主任者制度の概要 ロ 取引主任者の役割及び義務	(略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

五十三 (略)

(宅地建物取引士資格登録簿の記載事項)

第十四条の二 (略)

2 (略)

(宅地建物取引士資格登録の移転の申請)

第十四条の五 (略)

2・3 (略)

(監督処分の記事)

第十四条の九 都道府県知事は、法第六十八条第一項若しくは第三項の規定による指示又は同条第二項若しくは第四項の規定による禁止の処分をしたときは、その内容及び年月日を宅地建物取引士資格登録簿に記載するものとする。

(宅地建物取引士証の交付の申請)

第十四条の十 法第二十二條の二第一項の規定により宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した宅地建物取引士証交付申請書（以下この条において「交付申請書」という。）に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「宅地建物取引士証用写真」という。）を添えて、登録を受けている都道府県知事に提

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(宅地建物取引主任者資格登録簿の記載事項)

第十四条の二 (略)

2 (略)

(宅地建物取引主任者資格登録の移転の申請)

第十四条の五 (略)

2・3 (略)

(監督処分の記事)

第十四条の九 都道府県知事は、法第六十八条第一項若しくは第三項の規定による指示又は同条第二項若しくは第四項の規定による禁止の処分をしたときは、その内容及び年月日を宅地建物取引主任者資格登録簿に記載するものとする。

(取引主任者証の交付の申請)

第十四条の十 法第二十二條の二第一項の規定により取引主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した宅地建物取引主任者証交付申請書（以下この条において「交付申請書」という。）に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「取引主任者証用写真」という。）を添えて、登録を受けている都道府県知事に提出し

出しなければならない。

一〇四 (略)

2 宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者(試験に合格した後一年以内に交付を申請しようとする者及び次項に規定する者を除く。)

は、交付申請書に法第二十二條の二第二項に規定する講習を受講した旨の証明を受け、又は交付申請書にその講習を受講した旨の証明書を添付しなければならない。

3 法第十九條の二の規定による登録の移転の申請とともに宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者は、第十四條の五の登録移転申請書と交付申請書をあわせて提出しなければならない。この場合において、交付申請書には第一項第二号に掲げる事項は記載することを要しないものとする。

4 (略)

(宅地建物取引士証の記載事項及び様式)

第十四條の十一 宅地建物取引士証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 宅地建物取引士の氏名、生年月日及び住所

二 (略)

三 宅地建物取引士証の交付年月日

四 宅地建物取引士証の有効期間の満了する日

2 宅地建物取引士証の様式は、別記様式第七号の三によるものとする。

(宅地建物取引士証の交付の記載)

第十四條の十二 都道府県知事は、宅地建物取引士証を交付したときは

なければならない。

一〇四 (略)

2 取引主任者証の交付を申請しようとする者(試験に合格した後一年以内に交付を申請しようとする者及び次項に規定する者を除く。)は、交付申請書に法第二十二條の二第二項に規定する講習を受講した旨の証明を受け、又は交付申請書にその講習を受講した旨の証明書を添付しなければならない。

3 法第十九條の二の規定による登録の移転の申請とともに取引主任者証の交付を申請しようとする者は、第十四條の五の登録移転申請書と交付申請書をあわせて提出しなければならない。この場合において、交付申請書には第一項第二号に掲げる事項は記載することを要しないものとする。

4 (略)

(取引主任者証の記載事項及び様式)

第十四條の十一 取引主任者証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 取引主任者の氏名、生年月日及び住所

二 (略)

三 取引主任者証の交付年月日

四 取引主任者証の有効期間の満了する日

2 取引主任者証の様式は、別記様式第七号の三によるものとする。

(取引主任者証の交付の記載)

第十四條の十二 都道府県知事は、取引主任者証を交付したときは、交

、交付年月日、有効期間の満了する日及び発行番号を宅地建物取引士資格登録簿に記載するものとする。

(宅地建物取引士証の書換え交付)

第十四条の十三 宅地建物取引士は、その氏名又は住所を変更したときは、法第二十条の規定による変更の登録の申請とあわせて、宅地建物取引士証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による書換え交付の申請は、宅地建物取引士証用写真を添付した別記様式第七号の四による宅地建物取引士証書換え交付申請書により行うものとする。ただし、住所のみの変更の場合にあつては、宅地建物取引士証用写真は添付することを要しないものとする。

3 宅地建物取引士証の書換え交付は、当該宅地建物取引士が現に有する宅地建物取引士証と引換えに新たな宅地建物取引士証を交付して行うものとする。ただし、住所のみの変更の場合にあつては、当該宅地建物取引士が現に有する宅地建物取引士証の裏面に変更した後の住所を記載することをもつてこれに代えることができる。

(登録の移転に伴う宅地建物取引士証の交付)

第十四条の十四 法第十九条の二の規定による登録の移転の申請とともに宅地建物取引士証の交付の申請があつた場合における宅地建物取引士証の交付は、当該宅地建物取引士が現に有する宅地建物取引士証と引換えに新たな宅地建物取引士証を交付して行うものとする。

(宅地建物取引士証の再交付等)

第十四条の十五 宅地建物取引士は、宅地建物取引士証の亡失、滅失、汚損又は破損その他の事由を理由として、その交付を受けた都道府県

付年月日、有効期間の満了する日及び発行番号を宅地建物取引士資格登録簿に記載するものとする。

(取引主任者証の書換え交付)

第十四条の十三 取引主任者は、その氏名又は住所を変更したときは、法第二十条の規定による変更の登録の申請とあわせて、取引主任者証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による書換え交付の申請は、取引主任者証用写真を添付した別記様式第七号の四による宅地建物取引主任者証書換え交付申請書により行うものとする。ただし、住所のみの変更の場合にあつては、取引主任者証用写真は添付することを要しないものとする。

3 取引主任者証の書換え交付は、当該取引主任者が現に有する取引主任者証と引換えに新たな取引主任者証を交付して行うものとする。ただし、住所のみの変更の場合にあつては、当該取引主任者が現に有する取引主任者証の裏面に変更した後の住所を記載することをもつてこれに代えることができる。

(登録の移転に伴う取引主任者証の交付)

第十四条の十四 法第十九条の二の規定による登録の移転の申請とともに取引主任者証の交付の申請があつた場合における取引主任者証の交付は、当該取引主任者が現に有する取引主任者証と引換えに新たな取引主任者証を交付して行うものとする。

(取引主任者証の再交付等)

第十四条の十五 取引主任者は、取引主任者証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その交付を受けた都道府県知事に取引主任

知事に宅地建物取引士証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による再交付を申請しようとする者は、宅地建物取引士証用写真を添付した別記様式第七号の五による宅地建物取引士証再交付申請書を提出しなければならない。

3 第一項の規定による再交付を申請しようとする者は、都道府県が条例で当該再交付に係る手数料を定めているときは、当該手数料を納めなければならない。

4 汚損又は破損その他の事由を理由とする宅地建物取引士証の再交付は、申請者が現に有する宅地建物取引士証と引換えに新たな宅地建物取引士証を交付して行うものとする。

5 宅地建物取引士は、宅地建物取引士証の亡失によりその再交付を受けた後において、亡失した宅地建物取引士証を発見したときは、速やかに、発見した宅地建物取引士証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

(宅地建物取引士証の有効期間の更新)

第十四条の十六 宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請は、新たな宅地建物取引士証の交付を申請することにより行うものとする。

2 (略)

3 第一項の新たな宅地建物取引士証の交付は、当該宅地建物取引士が現に有する宅地建物取引士証と引換えに行うものとする。

(法第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める場所)

第十五条の五の二 法第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるもので、宅地若しくは建物の売買若しくは交換の契約(予約を含む。以下この項において同じ。)若しくは宅地若しくは

者証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による再交付を申請しようとする者は、取引主任者証用写真を添付した別記様式第七号の五による宅地建物取引主任者証再交付申請書を提出しなければならない。

(新設)

3 汚損又は破損を理由とする取引主任者証の再交付は、汚損し、又は破損した取引主任者証と引換えに新たな取引主任者証を交付して行うものとする。

4 取引主任者は、取引主任者証の亡失によりその再交付を受けた後において、亡失した取引主任者証を発見したときは、速やかに、発見した取引主任者証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

(取引主任者証の有効期間の更新)

第十四条の十六 取引主任者証の有効期間の更新の申請は、新たな取引主任者証の交付を申請することにより行うものとする。

2 (略)

3 第一項の新たな取引主任者証の交付は、当該取引主任者が現に有する取引主任者証と引換えに行うものとする。

(新設)



建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の契約を締結し、又はこれらの契約の申込みを受けるものとする。

一 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で事務所以外のもの

二 宅地建物取引業者が十区画以上の一団の宅地又は十戸以上の一団の建物の分譲（以下この条、第十六条の五及び第十九条第一項において「一団の宅地建物の分譲」という。）を案内所を設置して行う場合にあっては、その案内所

三 他の宅地建物取引業者が行う一団の宅地建物の分譲の代理又は媒介を案内所を設置して行う場合にあっては、その案内所

四 宅地建物取引業者が業務に関し展示会その他これに類する催しを実施する場合にあっては、これらの催しを実施する場所

（法第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める数）

第十五条の五の三 法第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める数は、事務所にあつては当該事務所において宅地建物取引業者の業務に従事する者の数に対する同項に規定する宅地建物取引士（同条第二項の規定によりその者とみなされる者を含む。）の数の割合が五分の一以上となる数、前条に規定する場所にあつては一以上とする。

（法第三十七条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める場所）  
第十六条の五 法第三十七条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める場所は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる場所のうち、法第三十一条の三第一項の規定により同項に規定する宅地建物取引士を置くべきもの

イ〜ニ（略）

（新設）

（法第三十七条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める場所）  
第十六条の五 法第三十七条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める場所は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる場所のうち、法第十五条第一項の規定により同項に規定する取引主任者を置くべきもの

イ〜ニ（略）

ホ 当該宅地建物取引業者（当該宅地建物取引業者が他の宅地建物取引業者に対し、宅地又は建物の売却について代理又は媒介の依頼をした場合にあつては、代理又は媒介の依頼を受けた他の宅地建物取引業者を含む。）が法第三十一条の三第一項の規定により同項に規定する宅地建物取引士を置くべき場所（土地に定着する建物内のものに限る。）で宅地又は建物の売買契約に関する説明をした後、当該宅地又は建物に関し展示会その他これに類する催しを土地に定着する建物内において実施する場合にあつては、これらの催しを実施する場所

二（略）

（従業者名簿の記載事項等）

第十七条の二 法第四十八条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 宅地建物取引士であるか否かの別

四・五（略）

2～4（略）

（標識の掲示等）

第十九条 法第五十条第一項の国土交通省令で定める業務を行う場所は、次に掲げるもので第十五条の五の二に規定する場所以外のものとする。

2 法第五十条第一項の規定により宅地建物取引業者が掲げる標識の様式は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に掲げる様式とする。

ホ 当該宅地建物取引業者（当該宅地建物取引業者が他の宅地建物取引業者に対し、宅地又は建物の売却について代理又は媒介の依頼をした場合にあつては、代理又は媒介の依頼を受けた他の宅地建物取引業者を含む。）が法第十五条第一項の規定により同項に規定する取引主任者を置くべき場所（土地に定着する建物内のものに限る。）で宅地又は建物の売買契約に関する説明をした後、当該宅地又は建物に関し展示会その他これに類する催しを土地に定着する建物内において実施する場合にあつては、これらの催しを実施する場所

二（略）

（従業者名簿の記載事項等）

第十七条の二 法第四十八条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 取引主任者であるか否かの別

四・五（略）

2～4（略）

（標識の掲示等）

第十九条 法第五十条第一項の国土交通省令で定める業務を行う場所は、次に掲げるもので第六条の二に規定する場所以外のものとする。

2 法第五十条第一項の規定により宅地建物取引業者が掲げる標識の様式は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に掲げる様式とする。

一 事務所 別記様式第九号

二 前項第一号、第三号又は第五号に規定する場所で法第三十一条の三第一項の規定により同項に規定する宅地建物取引士を置くべきものの別記様式第十号

三・四 (略)

五 前項第四号に規定する場所で法第三十一条の三第一項の規定により同項に規定する宅地建物取引士を置くべきもの 別記様式第十一号の二

六 (略)

3 (略)

(信託会社等の届出)

第三十一条 法第七十七条第三項又は令第九条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項（法第七十七条第三項の規定による届出にあつては第五号に掲げる事項を除く。）を記載した届出書により行うものとする。

一～三 (略)

四 前号の事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の氏名及び住所（同条第二項の規定により同条第一項の宅地建物取引士とみなされる者にあつては、その氏名）

五 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第三号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

一 (略)

一 事務所 別記様式第九号

二 前項第一号、第三号又は第五号に規定する場所で法第十五条第一項の規定により同項に規定する取引主任者を置くべきもの 別記様式第十号

三・四 (略)

五 前項第四号に規定する場所で法第十五条第一項の規定により同項に規定する取引主任者を置くべきもの 別記様式第十一号の二

六 (略)

3 (略)

(信託会社等の届出)

第三十一条 法第七十七条第三項又は令第九条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項（法第七十七条第三項の規定による届出にあつては第五号に掲げる事項を除く。）を記載した届出書により行うものとする。

一～三 (略)

四 前号の事務所ごとに置かれる法第十五条第一項に規定する取引主任者の氏名及び住所（同条第二項の規定により同条第一項の取引主任者とみなされる者にあつては、その氏名）

五 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第三号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

一 (略)

二 事務所について法第三十一条の三第一項に規定する要件を備えていることを証する書面

三 届出をしようとする者の役員（相談役及び顧問を含む。次号において同じ。）、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士が、法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

三の二 届出をしようとする者の役員、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士が、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号に規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

四〇六（略）

七 届出をしようとする者の役員（相談役及び顧問を含む。）、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の略歴を記載した書面  
八〇十三（略）

二 事務所について法第十五条第一項に規定する要件を備えていることを証する書面

三 届出をしようとする者の役員（相談役及び顧問を含む。次号において同じ。）、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第十五条第一項に規定する取引主任者が、法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

三の二 届出をしようとする者の役員、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第十五条第一項に規定する取引主任者が、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号に規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

四〇六（略）

七 届出をしようとする者の役員（相談役及び顧問を含む。）、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第十五条第一項に規定する取引主任者の略歴を記載した書面  
八〇十三（略）

改 正 案	現 行
<p>（従業者名簿の記載事項等）</p> <p>第二十条の二 法第三十七条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 宅地建物取引士であるか否かの別</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（従業者名簿の記載事項等）</p> <p>第二十条の二 法第三十七条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 取引士であるか否かの別</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>